

7.JALカードゴルファー保険の担保内容

★万一事故にあわれたら、直ちに損保ジャパンまたはJALUX保険サービス(代理店)にご連絡ください。保険金請求の方法についてご案内します。また、30日以内に損保ジャパンまたはJALUX保険サービス(代理店)にご通知のない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

担保項目	賠償責任(1事故の限度額)	傷害										
		傷害死亡	傷害後遺障害	入院日額(最高180日)	通院日額(最高90日)							
家本会員	1億円(注) (1事故の限度額)	300万円	最高300万円	4,500円	3,000円							
保険金をお支払いする主な場合	<p>(1)第三者に対する賠償責任 下記行為中の偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたことなどによって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用など)の合計金額を保険金額の範囲内でお支払いします(賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします)。</p> <p>①ゴルフ(*1)の練習・競技・指導中。 ②ゴルフ場敷地内(*2)での練習・競技・指導中とそれに付随する行為中(更衣・休憩・食事・入浴など)。 (*1) パーティゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、ケイマンゴルフなどゴルフ類似のスポーツを含みません。 (*2) 囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。「ゴルフ場」とはゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをおいます。</p>											
	<p>(2)ゴルファー自身の傷害 ゴルフ場敷地内での練習・競技・指導中とそれに付随する行為中(更衣・休憩・食事・入浴など)に急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合、次の保険金をお支払いします。</p>											
	<table border="1"> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>事故の日から180日以内に死亡された場合、300万円</td> </tr> <tr> <td>後遺障害保険金</td> <td>事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合、約款に定める障害の程度に応じ、死亡保険金にあらかじめ定められた割合を乗じた額、最高300万円</td> </tr> <tr> <td>入院保険金</td> <td>入院期間1日につき4,500円 (ただし、事故の日から180日以内の入院)</td> </tr> <tr> <td>通院保険金</td> <td>通院日数1日につき、3,000円 (ただし、事故の日から180日までの通院で通算90日を限度)</td> </tr> </table>					死亡保険金	事故の日から180日以内に死亡された場合、300万円	後遺障害保険金	事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合、約款に定める障害の程度に応じ、死亡保険金にあらかじめ定められた割合を乗じた額、最高300万円	入院保険金	入院期間1日につき4,500円 (ただし、事故の日から180日以内の入院)	通院保険金
死亡保険金	事故の日から180日以内に死亡された場合、300万円											
後遺障害保険金	事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合、約款に定める障害の程度に応じ、死亡保険金にあらかじめ定められた割合を乗じた額、最高300万円											
入院保険金	入院期間1日につき4,500円 (ただし、事故の日から180日以内の入院)											
通院保険金	通院日数1日につき、3,000円 (ただし、事故の日から180日までの通院で通算90日を限度)											
<p>※死亡保険金と後遺障害保険金のお支払額は、合算して300万円を限度とします。</p>												
<p>(1)第三者に対する賠償責任の中でも ①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑥被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑦自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任(*3)など (*3) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカードを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカードの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカードに存在する欠陥、磨滅、腐しよく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>												
<p>(2)ゴルファー自身の傷害の中でも ①故意または重大な過失に起因するケガ ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ ③脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ ④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによるもの ⑤地震、噴火または津波に起因するケガ ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないものなど</p>												

(注)補償内容が同様のご契約(*4)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複する場合は保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認(*4) 賠償責任保険のほか、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を(*5) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別での、ご注意ください。

※事故が発生した場合、ゴルフ場の事故証明をお取りください。

※被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

この保険では、保険会社が保険の対象となる方(被保険者)に代わって被害者との示談損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすす

ると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約が認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(*5)。

含みます。居への変更など)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがあります

おすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、保険金をお支払いになった後を行なう「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を負う事故が発生した場合は、めていただくことになります。